

内閣参質二〇三第一七号

令和二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本

割れの可能性に関する質問に対する答弁書

追加型投資信託（元本の追加信託をすることができるといふ。ただし、公社債投資信託及び上場投資信託を除く。）の収益の分配については、投資信託協会の「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」において、信託財産として運用されている有価証券の評価益は、前期から繰り越された欠損金がある場合には当該繰越欠損金を補填して、その残額を分配することができる旨が規定されている。このため、仮に、御指摘の「元本割れ」が、信託財産が投資家の拠出した資金を下回することを意味するものであるとすれば、評価益を分配金として処理した後に「元本割れ」した場合、それは信託財産の運用によるものであり、御指摘のような場合に、直ちに「元本割れ」となるものではないと考えている。現時点で制度変更は検討していないが、必要に応じて適切に対応してまいりたい。